

経済産業省

20250704保第6号

令和7年7月14日

化学物質審議会

会長 東海 明宏 殿

経済産業大臣 武藤 容治

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第24条第1項に規定する第一種特定化学物質使用製品等に関する化学物質審議会への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、次について諮問する。

1. 「(トリデカフルオロアルキル)スルホニル基(炭素数が6のものに限る。)又は[(トリデカフルオロアルキル)スルフィニル]オキシ基(炭素数が6のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ(ヘキサノー1-スルホン酸)又はペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの」を法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定

2. 法第25条に規定する「3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール。)」が使用できる用途の削除に関する改正